

静岡県公立高等学校フォローアップ研修実施要領

1 趣旨

この要領は、静岡県教育委員会年次別研修事業実施要綱（平成31年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第5条の規定に基づき、高等学校のフォローアップ研修の実施に関し、必要な事項を定めることとする。

2 対象者

実施要綱第18条に規定する者のうち、高等学校に勤務するものとする。ただし、異校種交流者、特別研修派遣者及び高等学校中等部に勤務する者並びに対象年度の研修の一部受講者を除く。

3 研修期間

研修期間は、受講しなかった研修の対象年度の次年度1年間とする。

4 フォローアップ研修

- (1) フォローアップ研修は、フォローアップ研修者が自己のキャリアデザインに応じ、自律的、主体的に計画し実施できるものとし、日数は2日までとする。
- (2) フォローアップ研修に要する旅費は、フォローアップ研修者1人について静岡県教育委員会（以下「県教委」という。）の決定額以内とする。

5 研修実施計画

- (1) フォローアップ研修者は、フォローアップ研修実施計画（様式第1号）を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、フォローアップ研修実施計画により、研修実施計画表（様式第2号）を作成し、静岡県総合教育センター所長（以下「センター所長」という。）に提出する。

6 研修実施報告

- (1) フォローアップ研修者は、フォローアップ研修終了後、フォローアップ研修実施報告（様式第3号）を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、フォローアップ研修実施報告により、研修実施報告表（様式第4号）を作成し、センター所長に提出する。

7 研修の欠席等

校長は、次に掲げるフォローアップ研修者がいる場合、県教委が別に定める「欠席・変更届」を作成し、センター所長に提出する。

- (1) フォローアップ研修の全部又は一部を欠席する者
- (2) 改姓がある者

8 委任

この要領に定めるもののほか、フォローアップ研修の実施に関し、必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

この要領は、平成32年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

様式第3号

フォローアップ研修実施報告

実施年度（ 年度）

研修員 番号	職員番号	研修員氏名	期	月	研修名	回 数	日 数	内容	摘要1	摘要2	資質能力							
											総	学	生	多	組	業		

研修員 番号	職員番号	研修員氏名	期	研修名	報告・感想
				フォローア ップ研修	
				次年度への 抱負 今後の課題	

